

秋学期第4問

(1) Xは、金品窃取の目的で、平成15年1月27日午後0時50分ころ、A方住宅1階居間の無施錠の窓から侵入し、居間で現金等の入った財布及び封筒を窃取した。侵入の数分後には玄関扉の施錠を外して戸外に出て、誰からも発見、追跡されることなく、自転車で約15キロメートル離れたB公園に向かった。XはB公園で盗んだ現金を数えたが、封筒には3万円あまりしか入っていなかったため、思ったより少ないと考え、再度A方に盗みに入ることにして自転車で引き返した。

(2) 午後1時20分ころ、再びA方玄関の扉を開けたところ、室内に誰かがいることに気づいたため扉を閉めて門扉外の駐車場に出たが、帰宅していた家人のCに発見された。Xは逮捕を免れるために、ポケットからナイフを取り出し、Cに刃先を示し、左右に振って近づきCを怯ませたうえ、Cの顔面を多数回殴打した。

(3) 他方、たまたまA方の前を通りかかり、この様子を傍らで目撃していたXの友人Yは、Xの状況を瞬時に把握し、Xの逮捕を免れさせるために、Xと意思を通じてCの腹部を多数回殴打した。XとYは、Cが怯んで後退した隙を見て逃走した。

(4) なお、Xが再度窃盗をしようとした理由は、家賃の支払いをきつく督促されるなどして窃取に及んだのに、盗んだ現金が家賃にすら足りなかったためである。また、Xらの暴行により、Cは加療3週間の傷害を負った。

XとYの罪責について論ぜよ。

参考判例：最判平成16年12月10日刑集58巻9号1047頁
大阪高判昭和62年7月17日判時1253号141頁